

災害時要援護者の支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢の方や障害のある方など、大地震などの大きな災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することが難しく、まわりの人の手助けが必要な方のことをいいます。

「災害時要援護者リスト」には、災害時に地域の支援を必要とする方々のうち、支援を希望する方を掲載しており、地域での支援者が必要です。



なぜ地域での支援が必要なの？

阪神淡路大震災（平成7年）

倒壊した家屋等から自力で脱出できず
助け出された方 約35,000人

〔 行政、警察等が救助 8,000人 〕
〔 家族や近隣住民が救助 27,000人 〕

長野県北部地震（平成26年）

最大震度6弱
20数名が住宅の下敷きに

「隣近所のつながり」
のおかげで死者0名



過去の教訓から…

いざというときに頼りになるのは…

地域の方々や隣近所をはじめとした 住民同士の助け合い
日ごろから地域の関係づくり ▶ 顔の見える関係が大切



支援者としての日ごろの取り組み

● 日ごろの関係づくり

お互いに顔見知りになることで、いざというときに支援がしやすくなります。
無理のない範囲で要援護者を訪問したり、声をかけるなど、日ごろから顔なじみとなっておきましょう。

● 防災訓練に参加しましょう

災害を想定した訓練に参加し、要援護者の安否確認や避難誘導などが実際にうまくできるかどうか、実践してみましょう。

支援者の役割

平常時

- ・日ごろからの関係づくり、声かけ、見守り など

災害時

- ・安否の確認、災害情報の伝達
- ・必要に応じて避難場所への誘導

など

重要

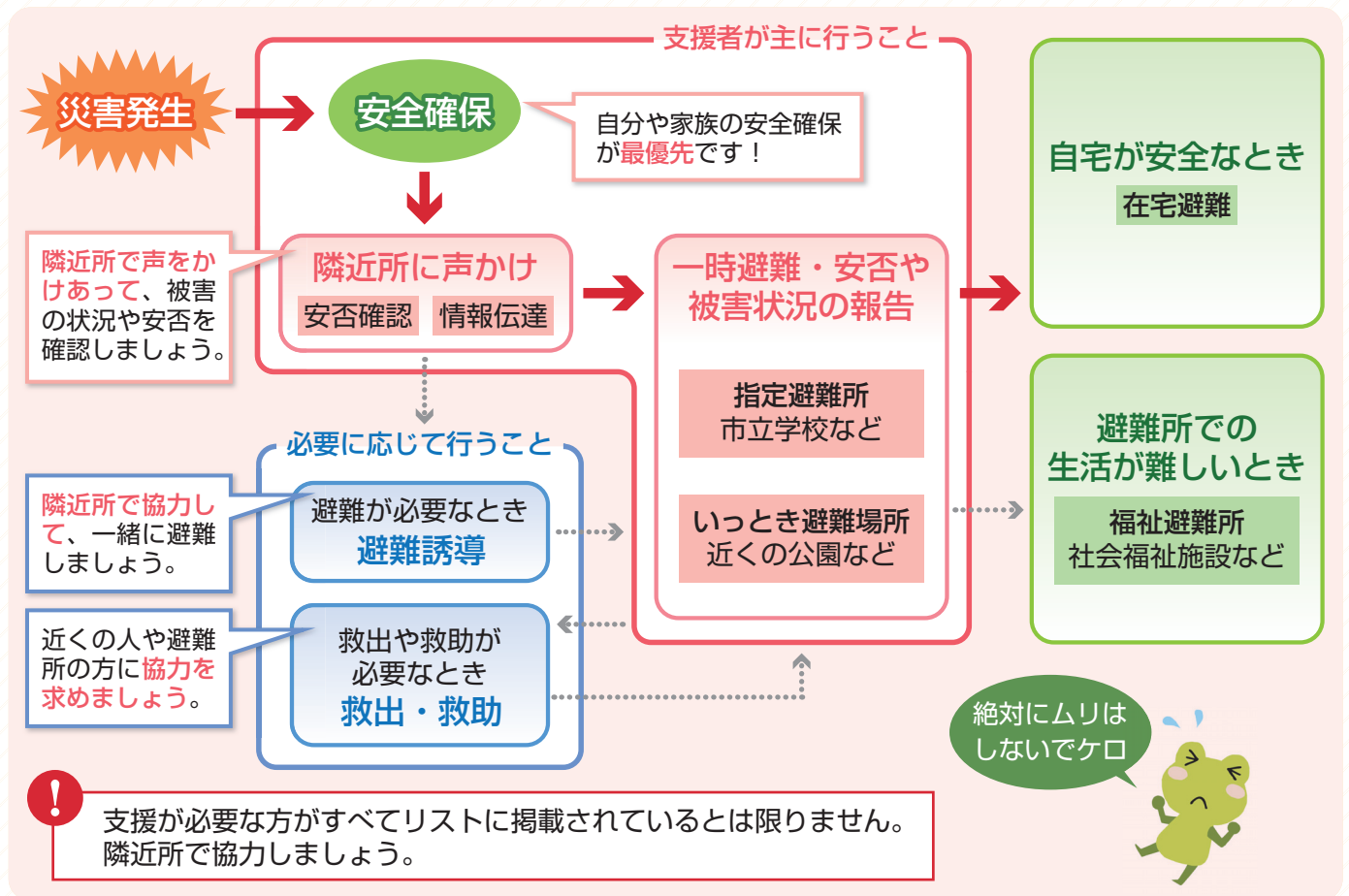
この取り組みは、地域の「助け合い」のなかでできる範囲で行っていただくものです。

災害時は誰もが被災者です。無理せずできることを！

災害時に支援活動ができなかったとしても、責任を問われるものではありません。危険のない範囲で、できることをしましょう。



災害発生時の支援者の役割



個人情報の取り扱いについて

災害時要援護者の情報は、**非常に大切な個人情報**です

● 個人情報の取り扱い例（支援者の場合）

1. 町内会等から担当する要援護者の分の情報を提供してもらう。
2. 要援護者の名簿や資料（原本）は、町内会長等が保管する。
支援者の方が必要なときは、要援護者の同意を得て、情報の共有を行う。
3. 支援者を交代するときは、名簿や資料を確実に引き継ぐ。

必要がない限り、前任者の手元に書類を残さないようにしましょう。
 退任した後も、個人情報を他に漏らしてはいけません。

4. 不要になった個人情報は、適切に破棄する。

シュレッダーで処理するなどして処分しましょう。
 古紙回収に出したり、むやみに捨ててはいけません。

仙台市の資料・お問い合わせ先のご案内

- 災害時要援護者支援に関する資料があります。仙台市ホームページでもご覧いただけます。
 「災害に備える地域助け合いの手引きー災害時要援護者支援の進め方（27年10月発行）」

<http://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/bosai/engosha.html>

- 災害時要援護者支援に関するお問い合わせ先

仙台市健康福祉局地域福祉部社会課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話 022-214-8158 FAX 022-214-8194